令和２年４月 24 日

健診事業の休止期間の延長について

現在、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い**緊急事態宣言**が発令されており、当健康管理センターでは、４月 13 日（月）より５月６日（水）までの期間、健診事業を休止しているところでございますが、**緊急事態宣言**の期間が延長された場合には、当健康管理センターの健診事業に於いても休止期間を延長させて頂きます。当健康管理センターのご利用を予定されていた方々には、ご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解とご協力を受け賜わりますようお願い申し上げます。

※お電話でのご予約・お問合せは休止期間中も承っております。

※4 月 27 日（月）より、さいたま市健康診査の電話予約がはじまりますので、お電話が大変混み合って繋がりにくい状態となりますが、順次対応させていただきますので、何卒ご理解いただけますようお願い申しあげます。

さいたま北部医療センター
健康管理センター